

令和8年度 第3回 茅ヶ崎市感染症診査協議会 会議録

<p>議題</p>	<p>(1) 結核患者に関する報告について ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）感染症法第18条第1項の規定による就業制限、第26条において準用する第19条第1項の規定による応急入院勧告、第26条において準用する第20条第1項の規定による入院勧告について</p> <p>(2) 結核患者に関する諮問について ア 感染症法第20条第4項の規定による入院の延長について イ 感染症法第37条の2の規定による結核医療の公費負担について</p>
<p>日時</p>	<p>令和8年5月14日（木） 13時30分～14時00分</p>
<p>場所</p>	<p>茅ヶ崎市保健所 2階 相談室4、5</p>
<p>会議の公開・非公開</p>	<p>非公開</p>
<p>非公開の理由</p>	<p>個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため （茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1項に該当）</p>
<p>出席者氏名</p>	<p>会 長 富田 章夫 委 員 後藤 愛 委 員 近藤 博英 委 員 清水 博之（WEBによる参加） 委 員 宮下 克己 事務局 保健所長 保健所保健予防課 保健予防課長、久布白課長補佐、吉野副主査、加藤主任、永尾主任</p>
<p>欠席者氏名</p>	
<p>傍聴者数</p>	
<p>資料</p>	<p>諮問表（非公開）</p>

会議の記録（摘録）

1 開会

2 議題

(1) 結核患者に関する報告について

ア 感染症法第18条第1項の規定による就業制限、第26条において準用する第19条第1項の規定による応急入院勧告、第26条において準用する第20条第1項の規定による入院勧告について

第18条第1項・第19条第1項・第20条第1項（新規）：報告1件

(2) 結核患者に関する諮問について

ア 感染症法第20条第4項の規定による入院の延長について

第20条第4項（延長）：諮問1件、承認1件

イ 感染症法第37条の2の規定による結核医療の公費負担について

第37条の2（継続）：諮問1件、承認1件

第37条の2（退院後の継続）：諮問1件、承認1件

3 閉会

次回開催日が令和8年5月28日（木）であることを確認し、閉会した。